

八女市ふるさと絆便事業実施要綱

令和3年11月1日

決裁

改正 令和4年11月30日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、関係人口の創出や将来的な定住を促進するため、進学、就職等により八女市を離れた若者を八女市ふるさと絆便名簿（以下「名簿」という。）に登録することにより、八女市のPR活動の協力を依頼し、又は市政情報の発信等を行うことを目的とする八女市ふるさと絆便事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録者 第4条に定める要件を満たし、第6条の規定により名簿に登録することが決定した者をいう。
- (2) 特産品 八女市内で収穫され、又は生産されたものをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、八女市とする。

(登録の要件)

第4条 名簿に登録される対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 八女市内の地域、人物又は事業に関わりを持ち、継続的に八女市を応援し、八女市の情報発信、PR活動、イベント等に協力することができる者
- (2) 毎年4月1日において、年齢が満15歳以上30歳未満の者
- (3) 居住地が市外にある者
- (4) 通算して3年以上八女市に住民登録があった者
- (5) 八女市暴力団排除条例（平成22年八女市条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。

(令4. 11. 30・一部改正)

(登録の申請)

第5条 名簿登録を希望する者は、八女市ふるさと絆便登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。ただし、第1号に規定する書類により居住地が確認できるときは、第2号に規定する書類の提出を省略することができる。

(1) 住民票、運転免許証、保険証、マイナンバーカード、その他の公的機関が発行する申請者の身分を証する書類の写し

(2) 居住地が確認できる書類の写し

(登録の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに必要な事項を審査の上、名簿に登録することの可否を決定し、八女市ふるさと絆便会員登録決定通知書（様式第2号）又は、八女市ふるさと絆便会員登録却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(特典)

第7条 市長は、登録者に対して次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める特典を贈呈するものとする。

(1) 名簿の登録（初回の登録に限る。）を決定したとき 特産品又は移住定住事業の記念品その他の物品

(2) 市が依頼する情報発信、PR活動、イベント等に協力したとき 特産品

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の目的のために市長が必要と認めるときは、登録者に随時に特典を贈呈するものとする。

(禁止行為)

第8条 登録者は、八女市の情報発信、PR活動、イベント等に協力をする際に次の行為を行ってはならない。

(1) 八女市を誹謗中傷し、若しくは八女市の事業の運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為

(2) 他の登録者のプライバシーその他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為

(3) 事実若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれのある情報を第三者に対して提供する行為

(4) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為

(5) 八女市の承諾のないこの事業の情報をういた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為

(6) 法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

(登録の変更)

第9条 登録者が登録内容を変更するときは、速やかに八女市ふるさと絆便登録変更届(様式第4号)により届けるものとする。

(登録の解除)

第10条 登録者が自己の都合により登録を解除するときは、八女市ふるさと絆便登録解除届(様式第5号)により届け出るものとする。

2 市長は、登録者が次のいずれかに該当する場合は、予告なく登録を解除することができる。

(1) 第4条各号に規定する登録の要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(2) 第8条各号に掲げる行為があったと認めるとき。

(3) 市長が登録を解除することが適当と認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に達するまで登録の解除を行わないことができる。

(1) 名簿に登録後1年を経過しない登録者が第4条第2号に規定する要件を満たさなくなったとき 当該満たさなくなった日の属する年度の翌年度の末日

(2) 登録者が第4条第3号に規定する要件を満たさなくなった場合において、市長が特別の事由があると認めるとき 市長の定める日

4 市長は、第2項の規定により登録を解除したときは、八女市ふるさと絆便登録解除通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(登録の取消し)

第11条 市長は、偽りその他の不正手段により特典を受けた登録者があると認めるときは、その登録を取り消し、その旨を八女市ふるさと絆便登録取消通知書(様式第7号)により速やかに通知するとともに、特典に要した額に相当する金額を返還させることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日決裁）

（施行日）

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱による改正後の八女市ふるさと絆便事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第4条の規定による名簿に登録される対象者に対する広報その他の準備行為は、この要綱の施行の日前においても、行うことができる。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の八女市ふるさと絆便事業実施要綱第6条に規定する登録の決定を受けている者は、新要綱第6条に規定する登録の決定を受けたものとみなす。